

議案第58号

かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を  
定める条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年11月30日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を  
定める条例の一部を改正する条例

かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例  
(平成26年かすみがうら市条例第21号)の一部を次のように改正する。

目次中「小規模保育事業の区分」を「通則」に、  
「第5章 事業所内保育事業（第42条—第48条）」を  
「第5章 事業所内保育事業（第42条—第48条）  
第6章 雑則（第49条）」に改める。

第3条の見出しを「(最低基準の目的)」に改め、同条中「される」の次に「こ  
とを保障する」を加える。

第5条第5号中「次条第2号」を「次条第1項第2号」に改める。

第6条中「第3号」を「以下この条」に改め、同条第3号中「この号」の次  
に「及び第4項第1号」を加え、同条に次の4項を加える。

- 2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。
  - (1) 家庭的保育事業者等と次項に規定する連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
  - (2) 次項に規定する連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- 3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
  - (1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）
  - (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者
- 4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。
  - (1) 市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
  - (2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

5 前項（同項第2号に係る部分に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第7条第2項中「1回は」の次に「、これを」を加える。

第10条中「兼ねる」を「兼ねさせる」に改める。

第13条中「等は、」の次に「利用乳幼児に対し」を加える。

第16条第1項第2号中「市町村（特別区を含む。第21条第2項において同じ。）」を「市」に改め、同条第2項中「に掲げる」を「の」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの（第24条に規定する家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居

宅に限る。)において家庭的保育事業を行う場合に限る。)

第18条第4号中「並びに保育の」を「並びに」に改め、同条第7号中「家庭的保育事業等の」を削る。

第3章第1節の節名を次のように改める。

#### 第1節 通則

第27条に見出しとして「(小規模保育事業の区分)」を付する。

第28条第5号中「同号」を「前号」に改め、同条第7号中「次のアからクまで」を「次」に改め、同号イの表中「ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内」を「同条第1項の場合においては、当該」に、「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備(同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。)を有する付室」を「付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)」に、「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に改める。

第29条第2項第1号中「3人」を「おおむね3人」に改め、同項第2号中「6人」を「おおむね6人」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

第29条第2項第4号中「30人」を「おおむね30人」に改め、同条第3項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

第31条第2項第1号中「3人」を「おおむね3人」に改め、同項第2号中「6人」を「おおむね6人」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号にお

いて同じ。)

第31条第2項第4号中「30人」を「おおむね30人」に改め、同条第3項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

第32条中「「小規模保育事業所A型」」を「「小規模保育事業A型」とあるのは「小規模保育事業B型」と、「小規模保育事業所A型」」に改める。

第35条中「C型は、」の次に「法第6条の3第10項の規定にかかわらず、その」を加える。

第37条第4号中「場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加え、「本市」を「市」に改める。

第40条中「本市」を「市」に改め、「(以下この条において「居宅訪問型保育連携施設」という。)」を削る。

第41条中「とあり、並びに第25条」を「とあるのは「居宅訪問型保育事業者」と、第25条」に、「「家庭的保育事業者」とあるのは、「居宅訪問型保育事業者」」を「「家庭的保育事業者」とあるのは「居宅訪問型保育事業者」」に改める。

第42条中「行う者」の次に「(以下この章において「事業所内保育事業者」という。)」を加える。

第43条第5号中「幼児」の次に「(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものを受け入れる場合にあっては、当該児童を含む。以下この章において同じ。)」を加え、同条第8号中「次のアからクまで」を「次」に改め、同号イの表中「ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内」を「同条第1項の場合においては、当該」に、「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備(同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。)」を有す

る付室」を「付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に改める。

第44条第2項第1号中「3人」を「おおむね3人」に改め、同項第2号中「6人」を「おおむね6人」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

第44条第2項第4号中「30人」を「おおむね30人」に改め、同条第3項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

第45条中「第6条第1号」を「第6条第1項第1号」に改め、同条に次の1項を加える。

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第3条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第6条第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第47条第1項中「この条」の次に「及び次条」を加え、同条第2項第1号中「3人」を「おおむね3人」に改め、同項第2号中「6人」を「おおむね6人」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

第47条第2項第4号中「30人」を「おおむね30人」に改め、同条第3項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

第48条中「第47条第1項に規定する」を削り、「「小規模保育事業所A型」」を「「小規模保育事業A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業」

と、「小規模保育事業所A型」に改め、同条後段中「第48条において準用する」を削る。

本則に次の1章を加える。

## 第6章 雑則

### (電磁的記録)

第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附則第2条中「行う者」の次に「(次項において「施設等」という。)」を加え、「限る。)(第32条」を「限る。第32条」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、施行日以後に家庭的保育事業の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

附則第3条中「事業者等」の次に「(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)」を加え、「本市」を「市」に、「第6条本文」を「第6条第1項」に、「5年」を

「10年」に改める。

附則に次の4条を加える。

(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)

第6条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項に規定する確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める保育士の数の合計数が1となるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。

第7条 前条に規定する事情に鑑み、当分の間、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

第8条 附則第6条に規定する事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この条において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。



第9条 前2条の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2条の規定の適用がないものとした場合の第29条第2項又は第44条第2項の規定により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。